

平成 21 年度の入札・契約制度について

平成 21 年 4 月 1 日から、次のとおり入札・契約制度の改定を行います。

1 予定価格事後公表試行の拡大

工事入札の予定価格について、事後公表の取扱いを請負対象金額 1 億円以上から 7,500 万円以上に拡大。

2 特別簡易型総合評価方式の拡大

施工計画評価のない特別簡易型総合評価方式一般競争入札について、適用範囲を請負対象金額 7,500 万円未満の工事から 1 億円未満の工事に拡大。（請負対象金額 1 億円未満の工事でも、案件によって施工計画評価のある簡易型とする場合があります。）

3 低入札対策の強化

(1)失格基準の引上

	旧	新
直接工事費	設計金額の 75%	→ 85%
共通仮設費	// 70%	→ 80%
現場管理費	// 60%	→ 変更なし
一般管理費	// 30%	→ 変更なし

(2)施工体制評価の導入

低入札価格調査制度に施工体制評価を導入し、総合評価方式はすべて施工体制確認型総合評価方式とする。

(3)施工体制確認型総合評価方式

低入札となった者全員について、低入札調査資料の書面調査により、「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」を「良」、「可」、「不可」の 3 段階で評価、配点し、施工体制評価の優劣を総合評価方式における技術評価点に反映させる。

《施工体制評価後の技術評価点算定式》

※技術評価点（仮）×（施工体制評価点÷施工体制評価の満点）

※技術評価点（仮）＝開札時の施工体制評価前の技術評価点

施工体制評価が「不可」（0 点）だと、技術評価点も 0 点として評価する。（別図参照）

(4)指名停止措置を伴う失格

次の項目に該当する低入札者は、指名停止措置を伴う失格となること。

- ①入札時に見積内訳書の提出のない者
- ②理由なく期日までに低入札資料の提出のない者又はヒアリング調査に応じない者
- ③低入札資料において資材納入業者又は下請予定業者の見積もり金額未満の額で経費の積算を行っている者

- ④低入札資料において資材納入業者又は下請予定業者の見積書に記載の仕様とは異なる仕様で積算している者
- ⑤低入札資料において設計図書と異なる仕様で経費を計上している者
- ⑥低入札資料において直接工事費、共通仮設費又は一般管理費の積算を項目別に行っていない者
- ⑦低入札資料において直接工事費、共通仮設費、若しくは一般管理費の合計若しくはすべての経費の合計が誤っている者又は入札時提出の見積内訳書の記載内容と一致しない者
- ⑧低入札調査中に指名停止措置要綱において指名停止の対象となる事案に該当し、契約を締結することが適当でないと判断された者
- ⑨その他、適正な契約の履行が行われないと認められる者

低入札対策の詳細は、建設管理課ＨＰ掲載の「建設工事低入札価格調査制度事務処理要領」（副知事通知）及び「建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の取扱いについて」（土木部長通知）を4月1日以降に参照してください。

照会先 高知県土木部建設管理課契約担当 ＴＥＬ 088－823－9813
--

高知県版施工体制確認評価

施工体制評価 (H21.4～導入)

施工体制確認型は、総合評価方式全てにおいて適用するものとし、施工体制評価点の算定は入札価格水準に応じて「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」について評価を行うものとする。

(施工体制評価点の満点；簡易型＝20点、特別簡易型＝10点)

※ () 内は特別簡易型

評価の視点	評価項目	施工体制評価点	備 考
品質確保の実効性	◎	10 (5)	良(10点 (5点))、可 (4点 (2点))、不可(0点 (0点))の3段階で評価する。
施工体制確保の確実性	◎	10 (5)	良(10点 (5点))、可 (4点 (2点))、不可(0点 (0点))の3段階で評価する。
合計		20 (10)	

※ 低価格入札を行った者から提出された資料及びヒアリングにおいて、施工体制が十分確保されていると認められない場合は、施工体制評価点の満点に対する比率に応じて加算点 (技術提案、企業評価、技術者評価) を減ずるものとする。

B

A

D

施工体制評価後の加算点 (最終) = 開札時の加算点 (仮) × (施工体制評価点 ÷ 施工体制評価点の満点)

総合評価方式評価結果一覧表

簡易型の場合

工事名： 国道〇〇〇線道路改築工事

入札場所： 高知県庁地下第3、4会議室

入札担当者： 主任 ●● ●●

立会名： 班長 △△ △△

入札日時： 平成21年1月20日 午前10時

予定価格(税抜)： ¥400,000,000円

調査基準価格(税抜)： ¥336,000,000円

基準評価値： 25.0000

基準評価値=(標準点(100点)/予定価格(税抜)(単位:億円))

A;技術評価点(仮)=企業評価点+配置予定技術者評価点+施工計画評価点(簡易型のみ)

B;施工体制評価後の技術評価点=技術評価点(仮)(A)×(施工体制評価点(D)÷施工体制評価の満点)

C;標準点(100点)

D;施工体制評価合計点=(品質確保の実効性)+(施工体制確保の確実性)

E;評価点(最終)=施工体制評価後の技術評価点(B)+標準点(C)+施工体制評価合計点(D)

H21.4月より導入

No.	企業名	企業評価						配置予定技術者評価						施工計画評価						技術 評価 点 (仮)	施工 体制 評価 後の 点	C 標準 点	施工体制評価			評価 点 (最終)	入 札 価 格	入 札 価 格 (億円 単位)	評 価 値	落 札 業 者		
		企業評価						技術者評価				施工計画評価				品質 確保 の実 効性	施工 体制 確保 の確 実性	施工 体制 評価 合計 点														
		ISO 登録 の有 無	地 域 内 事 業 表 彰 の 有 無	優 良 工 事 表 彰 の 有 無	地 域 ボ ラ ン テ ィ ア の 有 無	同 種・ 類似 工事 の成 績の 有 無	同 種・ 類似 工事 の成 績の 有 無	換 算 後 点 数	同 種・ 類似 工事 の成 績の 有 無	同 種・ 類似 工事 の成 績の 有 無	技 術 研 修 の 実 施	優 良 工 事 表 彰 の 有 無	小 計	換 算 後 点 数	工 程 管 理 に 関 する 所 見				品 質 管 理 に 関 する 所 見				施 工 上 の 課 題 に 関 する 所 見	施 工 上 の 課 題 に 関 する 所 見	施 工 上 の 課 題 に 関 する 所 見						小 計	換 算 後 点 数
10		10		10		10		50	6.0000	10	10	10	10	40	6.0000			10	10	20	8.0000	A	B	C			D	B+C+D				

例

1	A	10		10		10		5		0		35	4.2000	5		5		10		0		20	3.0000				10	5	15	6.0000	13.2000	0.0000	100.0000	0.0000	0.0000	0.0000	100.0000				
2	B	5		10		10		5		0		30	3.6000	5		5		10		0		20	3.0000				0	10	10	4.0000	10.6000	4.2400	100.0000	4.0000	4.0000	8.0000	112.2400				
3	C	0		10		0		5		5		20	2.4000	0		5		5		10		20	3.0000				10	10	20	8.0000	13.4000	13.4000	100.0000	10.0000	10.0000	20.0000	133.4000				

「品質確保の適正」及び「施工体制の適正」の評価

1) 調査基準価格を上回る者&低入札調査の結果、「良」の評価の者=10点

2) 低入札調査の結果、「可」の評価の者=4点

3) 低入札調査の結果、「不可」の評価の者=0点